

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成25年(オ)第2037号
決定日	平成26年1月16日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	白木 勇 櫻井 龍子 金築 誠志 横田 尤孝 山浦 善樹
当事者等	上告人 木村富士子 被上告人 北海道 同代表者 知事 高橋 はるみ
原判決の表示	札幌高等裁判所平成25年(ネ)第175号(平成25年8月9日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年1月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 東 田 純 子(印)

これは正本である。

平成26年1月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 東田純子

